

IASB/FASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

2015年3月に開催された保険契約に関する IASB会議の概要



2015年3月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、有配当契約の以下の主要な論点に関する教育セッションを開催しました。

- 裏付資産に対する企業持分の変動を反映する、契約上のサービス・マーzinのアンロック
- 契約上のサービス・マーzinの損益計上方法
- 利息費用の純損益またはその他の包括利益計上額の決定方法

教育セッションでは、2014年11月に欧州の大手保険会社のCFOから構成されるCFOフォーラムが提案した代替案に対する補足も行われました。

1. 契約上のサービス・マーzinの会計処理

有配当契約について、裏付資産に対する企業持分の変動を忠実に反映するためには、有配当契約以外の契約について適用される一般的な保険契約の測定モデルを修正しなければならない可能性があります。IASBスタッフは、この懸念について検討するために、裏付資産に対する企業持分について、以下の2つの異なる見解を示しています。

- 見解A: 企業は、保険サービスを提供することの対価として変動額の報酬を獲得する(保険契約に基づいて、裏付資産の価値に等しい金額から変動額のサービス報酬を控除した金額を保険契約者に支払う義務を負う)。
- 見解B: 企業は、裏付資産から得られる経済的リターンを共有する。

前述の見解に基づいて、IASBスタッフは以下を提案しました。

論点	見解A	見解B
裏付資産に対する企業持分の変動を反映するために、契約上のサービス・マージンをアンロックすべきか	アンロックすべきである。企業が受け取るすべての便益は、保険契約者に代わって裏付資産を保有する結果としてのみ生じる。 企業の財務諸表には投資リターンの純額(投資成果と保険契約者に支払いを約束した金額の差額)を報告する。	アンロックすべきではない。企業の収益は、投資リターンから保険契約者に支払った金額の差額から生じる。 企業の投資ポートフォリオは、企業が自ら所有し管理している単独の投資と同様の方法で会計処理される。
どのようにアンロックするか	当初認識時における履行キャッシュフロー及び契約上のサービス・マージンの測定アプローチの変更は不要である。 当初認識後、契約上のサービス・マージンを以下の変動についてアンロックする。 ■ サービスに対する見積変動報酬(純額) ■ 保証の見積現在価値	当初認識後について、契約上のサービス・マージンの測定アプローチの変更は不要である。
	契約上のサービス・マージンの調整の現在価値及び利息費用の計算に使用するの現在の金利である。	

なお、契約上のサービス・マージンをアンロックする場合、当初認識後の測定方法に違いが生じるため、IASBスタッフは見解Aを適用するための要件も提案しています。

IASBスタッフの提案は、欧州CFOフォーラムが提案した代替案に類似していますが、以下の点で異なります。

- IASBスタッフの提案は、欧州CFOフォーラムの提案よりも、契約上のサービス・マージンをアンロックする契約の対象範囲が狭い(たとえば、一部のユニバーサル・ライフ契約が除外される)。
- IASBスタッフの提案は、契約で規定された、保険契約者に対する支払いが約束されている裏付資産のキャッシュフローについてのみ契約上のサービス・マージンをアンロックする(欧州CFOフォーラムの提案では将来予想分配額についてもアンロックする)。

一部のIASBメンバーは見解Aの利点を認めていましたが、いくつかの懸念点も挙げられました。教育セッションでは意思決定は行われていません。

2. 契約上のサービス・マージンの損益計上方法

IASBスタッフは、すべての保険契約は保険カバーを提供するため、保険カバーの提供パターン(保険カバーは時の経過及び保有契約数の推移予想に基づいて提供される)は有配当契約にも等しく当てはまると考えています。ただし、有配当契約について前述の見解Aの立場に立つ場合、有配当契約は投資関連サービスも提供する契約であると考えられるため、契約上のサービス・マージンの損益計上方法をどのように行うべきかという疑問が生じます。

IASBスタッフは次の見解を示しています。

疑問点	IASBスタッフの見解
投資関連サービスの提供パターン	以下の組み合わせと考える。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 時の経過 ■ 管理対象資産(又は裏付資産)残高
2つ以上のサービスを提供する契約に係る契約上のサービス・マージンの損益計上方法	IASBスタッフは単一または複数のドライバーを使用することのメリットとデメリットをまとめ、IASBに方向性を確認している。

IASBは、契約上のサービス・マージンの損益計上方法を決定することの難しさを認識しています。また、単一ドライバーによる配分の単純さと理解可能性のメリットについては納得しているものの、IFRS第15号との整合性などの懸念点も示しました。教育セッションでは意思決定は行われていません。

3. 利息費用の決定方法

有配当契約を除く契約について、IASBは、企業が会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはその他の包括利益(OCI)に表示することを選択することを認めています。一方で、有配当契約については、利息費用をOCIに計上することを認めるか、または強制するかについて、IASBはまだ決定していません。

IASBスタッフは、有配当契約についても利息費用のOCI表示が容認または強制されると仮定した場合に、利息費用をどのように測定するかに関して以下の提案をしています。

アプローチ	適用要件
実効利回りアプローチ	裏付資産のリターンに応じて変動する契約上のキャッシュフローが、保険期間にわたる保険契約者の総利益の実質的な部分である。
当期簿価利回りアプローチ	企業は <ul style="list-style-type: none"> ■ 裏付資産の価値に等しい金額から変動額のサービス報酬を控除した金額を保険契約者に支払う義務を負う。 ■ 選択または規定により裏付資産を保有している。

IASBは、IASBスタッフの提案を概ね支持しましたが、適用要件について疑問を呈するIASBメンバーもいました。教育セッションでは意思決定は行われていません。

4. 今後のスケジュール

IASBは、今後数ヶ月間は審議を継続する予定です。2015年中に再審議を終了し、最終基準書の公表は2016年初めになると予想しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
IFRSアドバイザリー室
ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.